

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第252号)

平成15年6月13日

横情審答申第252号

平成15年6月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年1月30日市市情第89号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成11年度 超勤命令簿（市民情報課分）」の非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成11年度 超勤命令簿（市民情報課分）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成13年12月13日に行った「平成11年度 超勤命令簿（市民情報課分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年12月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

今回請求された本件申立文書は、文書保存年限（1年）経過のため廃棄しており、保有していないため、本条項により非開示とした。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は条例に違反している。
- (2) 各処分は申立人の権利及び利益を侵害している。
- (3) 実施機関は条例に基づき積極的に情報を公開する義務がある。
- (4) 横浜市は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条で事案についての最終的な意思の決定は文書で行うものとする定め、第10条で文書の保存期間を永年、10年、5年、3年、2年、1年又は1年未満（別表あり）と定め、第11条で事案処理の終了した文書を当該年度の終了後、遅滞なく文書を整理し、及びファイリングしなければならないことを定め、第14条で保存期間を経過したものを廃棄しなければならないことを定めている。

- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、横浜市は横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）等を定め、一般職職員の給与等を支給しており、超勤命令簿の保存期間は3年又は2年であり、1年ではない。
- (6) 保存期間は翌年度の4月1日から起算する定めから、平成11年度の文書の保存期間は平成12年4月1日から起算することとなり、超勤命令簿の保存期間は3年又は2年であることから、本件請求に係る本件申立文書の保存期間は経過していない。

については、本件申立文書の保存期間を1年とした判断及び文書保存期間経過の判断は誤りである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

実施機関においては、横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程（平成4年3月達第8号）第7条第1項に基づき、所属長が、業務上臨時の必要がある場合に、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じること等ができる。この場合は、同条第2項に基づき超過勤務等命令簿により行うこととされている。

本件申立文書は、平成11年度に市民局市民情報課で使用された共通乗車券 009994、012501、012502、012504、012505及び012506に対応する平成11年度の当該課の超過勤務等命令簿である。

(2) 本件申立文書の保存に関する根拠について

本件申立文書は、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日限り廃止）第35条第4号の規定に基づき、総務局長が定めた平成11年度文書分類表（共通）（以下「11年度分類表」という。）の適用を受けるものであることが認められる。

また、平成13年6月15日付総法第39号「平成13年度行政文書分類表（共通）の一部改正及びそれに伴う文書の保存期間の延長について」の総務局長通知（以下「文書分類表の改正等通知」という。）により、「平成13年度行政文書分類表（共通）3人事・3サービス」のうち、「超過勤務関係書類のうち超過勤務命令簿」等の保存期間を1年から3年に変更する改正を行うこと及び、通知日現在、保存している対象文書についても、保存期間の延長を行い、適正な期間保存することが各局区長あて通知されていることが認められる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書について、文書保存年限（1年）経過のため廃棄した

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年 1 月30日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年 2 月22日 (第264回審査会)	・ 諮問の報告
平成15年 3 月13日 (第280回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成15年 4 月11日 (第9回第二部会)	・ 審議
平成15年 4 月25日 (第10回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成15年 5 月 9 日 (第11回第二部会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成15年 5 月23日 (第12回第二部会)	・ 審議